

岩手県管理漁港 漁港台帳電子化業務委託 特記仕様書

1 適用範囲

本仕様書は、「岩手県管理漁港 漁港台帳電子化業務委託」（以下、「本業務」という。）について必要な事項を定めるものであり、この仕様書に記載のない事項は、「設計業務等共通仕様書」（平成 29 年 10 月 1 日以降適用・岩手県県土整備部）によるものとする。

2 目的

本業務は、漁港台帳、既存の紙媒体資料を電子化し、公益社団法人全国漁港漁場協会が管理・運営する「漁港情報クラウドシステム」（以下、「クラウドシステム」という。）で使用可能なデータを作成し、クラウドシステムへ登録を行うことを目的とする。

3 業務場所

岩手県 沿岸 9 市町村

4 履行期間

本業務の委託期間は、令和 2 年 3 月 13 日までとする。

なお、委託期間には、作業日数、準備日数、後片づけ日数のほか、休工期（土曜日、日曜日、祝祭日、天候による休工期、連休等）を含むものとする。

5 業務概要

漁港台帳電子化 16 漁港

対象漁港は次のとおり。

種別	漁港名
第 1 種（2 漁港）	茂師、音部
第 2 種（11 漁港）	種市、久喜、野田、堀内、太田名部、田老、重茂、大沢、大浦、船越、吉里吉里
第 3 種（2 漁港）	山田、大槌
第 4 種（1 漁港）	島の越

6 業務内容、作業項目

(1) 計画準備

業務の目的を把握した上で設計図書に示す業務内容を確認し、業務計画書を作成する。

併せてクラウドシステムのデータ作成に必要な事項について確認を行い、システムの目的・機能を十分に把握する。

なお、本業務で作成するクラウドシステムのデータは以下の項目とし、システム確認はこの内容に関連する範囲で実施する。

【漁港台帳データ】

- ア 漁港台帳データ（総括表、漁港施設明細表（施設ごと）、漁港台帳記載事項変更届、増減表）
- イ 地図データ（漁港区域、漁港施設形状、背景地物）
- ウ 漁港平面図データファイル（スパン形状）
- エ 標準断面図データファイル（外郭施設および係留施設について作成）
- オ 水準面図データファイル
- カ 施工履歴データ（工事平面図、標準断面図、設計図書、安定計算書、完成写真）

(2) 資料収集整理

クラウドシステムに入力する各種情報の基礎となる資料について収集整理を行う。貸与を予定している資料は以下のとおりとし、貸与・返却は協議時の直接渡し、あるいは宅配便等による送付を基本とする。

なお、資料の量が多く打ち合わせ協議時の貸与、返却が困難な場合、別途、資料収集と返却を行うこととし、それらに係る旅費、交通費、運搬費用については設計変更の対象とする。

また、貸与資料については本業務以外での使用は認めない。

【貸与予定資料】

漁港台帳、工事設計書、工事成果品（竣工図、完成写真）、その他必要資料

(3) 現況確認

対象漁港において、以下の項目について現況確認作業を実施する。

① 漁港原点・基準点等

漁港原点・基準点等（以下、「基準点」という。）については現況座標値（位置及び高さ）を計測し、収集した資料と確認を行った上、現地の位置座標及び高さを計測する際に使用する。また、基準点の写真撮影（近影及び周辺状況）を行う。

② 漁港基本施設

漁港台帳に登載されている基本施設について、現地状況の確認を行う。（水域施設は写真撮影のみ）外郭・係留施設の屈曲点および断面形状の変化点について、計測するほか、施設の全景写真を撮影する。

この際、水産基盤施設機能保全計画の対象施設となるコンクリート構造物については、老朽化調査の実施単位となる施設スパン毎の現況写真の撮影を行うとともに、スパンの形状、目地位置を把握するため計測し、地上分解能 3cm 程度のオルソ画像の作成を行う。

また、漁港台帳に記載のない外郭施設、係留施設が現地にあった場合、上記と同様に計測する。ただし、漁港区域内であっても施設の所有・管理が他所管であることが明らかな施設は確認対象から除くこととする。

③ 漁港機能施設

次頁の表に示す漁港機能施設のうち、漁港施設用地と水産基盤施設機能保全計画の対象となる道路を計測するほか、施設の全景写真を撮影する。

その他の漁港機能施設については漁港平面図上に当該施設の位置を表示するため、計測するほか、施設の全景写真を撮影する。ただし、現地において各施設の位置の特定が困難な場合は発注者と協議の上、取り扱いについて決定する。

④ その他施設

漁港看板等、漁港区域内に設置されているその他の関連施設については発注者と協議の上、計測および写真撮影の要否を決定する。

表一 現況確認対象施設

大分類	中分類	対象施設	座標計測	写真撮影
1. 基本施設	外郭施設	防波堤、防砂堤、防潮堤、導流堤、水門、開こう門、護岸、堤防、突堤及び胸壁	○	○ スパン毎
	係留施設	岸壁、物揚場、係船浮標、係船くい、棧橋、浮棧橋及び船揚場	○	○ スパン毎
	水域施設	航路及び泊地	×	○
2. 機能施設	輸送施設	鉄道、道路、駐車場、橋、運河及びヘリポート	○ 道路輪郭のみ	○ 道路のみ
2. 機能施設	航行補助施設	航路標識並びに漁船の出入港のための信号施設及び照明施設	△ 航路標識のみ	○ 航路標識のみ
	漁港施設用地	各種漁港施設の敷地	○ 用地輪郭のみ	○
	漁船漁具保全施設	漁船保管施設、漁船修理場及び漁具保管修理施設	△	○
	補給施設	漁船のための給水、給氷、給油及び給電施設	△	○
	増殖及び養殖用施設	水産種苗生産施設、養殖用餌じり保管調製施設、養殖用作業施設及び廃棄物処理施設	△	○
	漁獲物の処理、保蔵及び加工施設	荷さばき所、荷役機械、蓄養施設、水産倉庫、野積場、製氷、冷凍及び冷蔵施設並びに加工場	△	○
	漁業用通信施設	陸上無線電信、陸上無線電話及び気象信号所	△	○
	漁港厚生施設	漁港関係者の宿泊所、浴場、診療所その他の福利厚生施設	△	○
	漁港管理施設	管理事務所、漁港管理用資材倉庫、船舶保管施設その他の漁港の管理のための施設	△	○
	漁港浄化施設	公害の防止のための導水施設その他の浄化施設	△	○
	廃油処理施設	漁船内において生じた廃油の処理のための施設	△	○
	廃船処理施設	漁船の破砕その他の処理のための施設	△	○
	漁港環境整備施設	広場、植栽、休憩所その他の漁港の環境の整備のための施設	△	○
3. その他施設	基準点	漁港原点、工事基準点	○	○
	看板等	漁港看板、放置艇禁止区域告知看板等	○	○

※スパン毎の写真撮影対象は、最小単位を目地により明確に区分できるコンクリート構造物とし、ブロック積堤や被覆ブロック等による傾斜堤等は全景写真のみを撮影する。

※道路および漁港施設用地以外の機能施設については、施設位置を平面図に描画するための位置確認を行うことを原則とし、精密な平面形状の特定は行わない。

(4) 漁港台帳データ作成

漁港漁場整備法、漁港漁場整備法施行規則および関連通知等によって規定されている、漁港台帳に登載すべき以下の事項について「漁港台帳標準フォーマット」にしたがってデータの作成を行う。

なお、データ間で連携が可能な場合、また平面図データとの連携により位置を明らかにできる場合は、それらに関連付けるためのデータ作成も併せて行うものとする。

① 漁港台帳データ

漁港台帳に記載されている各項目について、総括表、明細表、増減表それぞれのデータ作成を行う。

② 標準断面図データ

漁港施設の内、外郭施設及び係留施設について、該当する標準断面図データの電子化を行う。

③ 水準面図データ

漁港毎に、該当する水準面図データの電子化を行う。

④ 施工履歴データ

年度毎の工事実績調書に基づき工事毎のデータ作成を行う。

工事関係資料から工事平面図、標準断面図、縦断面図、設計図書、安定計算書、完成写真を電子化し、データファイルを作成する。図面データは原則として紙媒体のスキャニングにより電子化するが、成果が電子納品されている場合は、電子納品媒体から必要なデータの抽出を行う。

⑤ 漁港施設スパン形状地図データ

現地確認結果等を基に、漁港施設スパン形状の地図データを作成する。この際、漁港台帳データ、施工履歴データと連携するための各種属性の付与、関連付けを行うこととする。

(5) 漁港電子平面図作成

現況確認結果および既往の漁港平面図等から、クラウドシステムに登録するための GIS 形式の漁港平面図データを作成する。

漁港平面図データに入力する内容については、各々の法令に基づく調製要領に準拠することとし、水産基盤施設機能保全計画の対象施設となるコンクリート構造物については現地確認結果等を基に、漁港施設スパン形状の地図データを作成する。漁港平面図データを構成する漁港施設用地や各種の機能施設については、発注者より提供される漁港施設利用計画平面図等の資料に基づき作成することとし、これら資料がない場合、現況と異なる場合には発注者の指示に基づき作成する。

これら漁港平面図データには漁港台帳データ、施工履歴データと連携するための各種属性の付与、関連付けを行うこととする。

(6) システム登録データ作成

作成したデータを整理し、システムに登録可能なデータセットの作成を行う。

(7) 成果とりまとめ

作成したデータについて格納したメディアを作成するとともに、作成したデータおよび作業内容について取りまとめ、報告書を作成する。

(8) 照査

以下の事項に係る検証を行い、業務内容に不備がないことについて照査を行う。

① 作成した各種データと元資料（原版）の内容を照査する。

② 登録されたデータについて、契約したライセンスを使用し「漁港情報クラウドシステム」上で表示・閲覧を行い、登録に用いた元データと照合して内容のチェックを行う。

(9) 打合せ協議

業務の遂行に必要な打合せを以下の各段階で実施する。

- ① 初回打合せ：業務着手段階
- ② 第2回打合せ：データ検証作業開始段階
- ③ 納品時打合せ：業務完了段階
- ④ 上記以外に月1度を目途に進捗報告を行う。

7 成果品

報告書は電子納品とする。電子納品に関する仕様は別添「電子納品特記仕様書」によるものとする。

また、電子媒体2部に併せ、印刷製本した報告書も1部提出すること。

8 使用する図書及び基準

本業務で使用する図書及び基準は、共通仕様書に定めるものの他、以下のとおりとする。

- (1) 「漁港漁場整備法施行規則第九条第二項及び第三項の規定による漁港台帳及びこれに添付すべき図面の調製要領について」(農林事務次官通知 平成14年3月改正)
- (2) 「漁港台帳標準フォーマット」(全国漁港漁場協会 平成29年3月)

9 その他

本特記仕様書及び設計図書に記載なき事項に疑義が生じた場合は、発注者の担当職員と協議の上、決定すること。

電子納品特記仕様書〔業務〕

1 適用

本業務は、電子納品の対象業務とする。

電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、岩手県電子納品ガイドライン（以下、「岩手県ガイドライン」という。）及び国が策定している電子納品要領・基準等（以下「国の要領等」という。）に基づいて作成した電子データを指す。

2 電子納品実施区分

本業務における電子納品の実施区分は、次のとおりとする。

- | |
|--|
| <p>(○) 本業務は、電子納品を「義務」として実施する。</p> <p>() 本業務は、電子納品の実施を受発注者間の「協議」により決定する。</p> |
|--|

3 電子納品対象書類

〔土木、農業農村整備、治山林道、水産、企業局関係〕

本業務において、電子納品対象書類を「義務」又は「協議」とする区分は、下表のとおりとする。

フォルダー	書類名	作成者		備考
		発注者	受注者	
REPORT	報告書		○	
DRAWING	図面			
PHOTO	写真			
SURVEY	測量			
BORING	地質			

※ 作成者欄の「○」は義務を示す。

※ 上記以外の書類については、受発注者間の協議によって決定する。

4 電子成果品は、岩手県ガイドライン及び国の要領等に基づいて作成し、電子媒体 (CD-R) で 2 部提出すること。

5 電子成果品を提出する際は、電子納品チェックシステム・SXF ブラウザ等による成果品のチェックを行い、エラーがないことを確認するとともに、確実にウイルスチェックを実施したうえで提出すること。

6 電子成果品を提出する際には、「電子媒体納品書」を作成し、電子媒体と併せて提出すること。

電子媒体納品書〔業務〕

年 月 日

様

受注者
住 所
氏 名

管理技術者氏名

印

下記のとおり電子媒体を納品します

記

業務名				TECRIS 登録番号	
電子媒体の種類	規格	単位	数量	納品年月	備考
CD-R	ISO9660 (レベル 1)	部		年 月	

〔備考〕

- 電子納品チェックシステムによるチェック
 - ・電子チェックシステムのバージョン：__ . __ . __
 - ・チェック実施年月日： __年__月__日

- CD-R が複数となる場合のそれぞれの内容
 - ・1/○：__
 - ・2/○：__